

議 第 1 9 号 議 案

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善
を求める意見書の提出について

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年9月19日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2005年（平成17年）と比較すると11年間で3万8000人増えている。（平成29年版文部科学統計要覧）

一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはならない。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれている。全国で不足している教室が、普通教室だけで3,430教室（2016年）にのぼることが文科省調査でも明らかになっている。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことである。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされている。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討される。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいない。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まらない。文部科学省の学校基本調査によれば、国公立立合わせて2005年（平成17年）は96,811人であったが、2016年（平成28年）には217,839人と2.25倍に増えています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな

差がある。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状である。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えている。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制基準は1学級8名のまま変わっていない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 特別支援学校の設置基準を策定すること
 2. 特別支援学級の学級編制基準を改善し、1学級6名とすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 野田聖子様
文部科学大臣 林芳正様
財務大臣 麻生太郎様